

栄養 関係 法規集

第10版

栄養関係法規集
編集委員会 編

建帛社

KENPAKUSHA

はしがき

栄養士に関する法律は、昭和22年制定の栄養士法に、栄養士並びに管理栄養士の身分に関する事項が明記され、その後、法律、政令、省令並びに通知、通達、告示等多くの法令が制定されており、栄養士・管理栄養士の社会的活動の裏づけとなっている。

各分野で活躍している栄養士・管理栄養士は、法的根拠のもとに栄養士業務を遂行するので、法令の重要性・必要性は言うまでもなく、内容を理解することが大切と考える。

平成12年の栄養士法改正（平成14年4月施行）により、栄養士と管理栄養士の定義が明確に示され、業務区分がなされている。

今後も、こうした動きに十分対応する栄養士・管理栄養士の教育のあり方が必要となってくる。

栄養士養成施設に学ぶ学生、並びに現場の栄養士の業務遂行の一助になればと考えて、必要関連法令をまとめた次第である。

令和元年6月

栄養関係法規集編集委員会

目 次

第 1 章 栄養士・管理栄養士に必要な栄養関係の法令・通知

○ 栄養士法	2
○ 栄養士法施行令	6
○ 地方自治法施行令(抄)	10
○ 厚生労働省組織令(抄)	10
○ 栄養士法施行規則	11
○ 健康増進法(抄)	27
○ 健康増進法施行令(抄)	38
○ 健康増進法施行規則(抄)	39
○ 健康増進法に規定する特別用途表示の許可等に関する内閣府令	45
○ 食品表示法(抄)	51
○ 食品表示基準(抄)	53
○ 特別用途食品の表示許可等について	76
○ 特定保健用食品の表示許可等について	90
○ 調理師法	94

第 2 章 栄養士・管理栄養士の配置規定並びに栄養士業務に係る法令・通知

1. 学校給食

○ 学校給食法	98
○ 学校給食法施行令(抄)	101
○ 学校給食法施行規則	103
○ 学校給食実施基準	104
○ 夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律	106

○夜間学校給食実施基準	107
○特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食実施基準	107
○学校給食実施基準の一部改正について	109
○学校給食衛生管理基準	114

2. 病院給食

○医療法(抄)	129
○医療法施行規則(抄)	131
○医療法の一部を改正する法律の一部の施行について(抄)	135
○病院、診療所等の業務委託について(抄)	142
○診療報酬の算定方法(抄)	146
○基本診療料の施設基準等(抄)	149
○基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて(抄)	150
○診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について(抄)	151
○入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の実施上の留意事項について	156
○特掲診療料の施設基準等(抄)	162
○入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準	163

3. 会社・事業所給食

○労働基準法(抄)	165
○労働安全衛生法(抄)	166
○労働安全衛生規則(抄)	167
○事業附属寄宿舎規程(抄)	170

4. その他の給食

○児童福祉法(抄)	171
○児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(抄)	174
○児童福祉施設における食事の提供に関する援助及び指導について	178
○児童福祉施設における「食事摂取基準」を活用した食事計画について	180

○保育所における調理業務の委託について……………	182
○乳児院等において調理業務の外部委託を行う場合の留意事項等について……………	185
○児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する 基準(抄)……………	188
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく 障害者支援施設の設備及び運営に関する基準(抄)……………	190
○老人福祉法(抄)……………	191
○軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準(抄)……………	194
○養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(抄)……………	195
○特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(抄)……………	196
○「地域高齢者等の健康支援を推進する配食事業の栄養管理に関するガイド ライン」の普及について……………	198

第3章 栄養指導・健康増進関連の法令・通知

○21世紀における国民健康づくり運動(健康日本21)……………	206
○健康日本21(第二次)……………	206
○「食生活指針」の一部改定及び「食生活指針の解説要領」の作成について……………	221
○食事療法定宅配食品等栄養指針について……………	223
○「健康づくりのための身体活動基準2013」及び「健康づくりのための 身体活動指針(アクティブガイド)……………	227
○健康づくりのための休養指針について……………	233
○健康づくりのための睡眠指針2014 ～睡眠12箇条～……………	238
○食育基本法……………	244
○特定給食施設における栄養管理に関する指導及び支援について……………	251
○地域における行政栄養士による健康づくり及び栄養・食生活の改善に ついて……………	256
○地域における行政栄養士による健康づくり及び栄養・食生活の改善の 基本指針について……………	257
○特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準……………	267

第4章 その他の関係法令

○ 地域保健法	270
○ 地域保健法施行令	274
○ 母子保健法(抄)	277
○ 高齢者の医療の確保に関する法律(抄)	282
○ 介護保険法(抄)	284
○ 介護保険法施行令(抄)	293
○ 介護保険法施行規則(抄)	295
○ 指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準(抄)	298
○ 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(抄)	301
○ 食品衛生法	304
○ 大量調理施設衛生管理マニュアル(大規模食中毒対策等について)	324

第1章

栄養士・管理栄養士に必要な 栄養関係の法令・通知

栄養士・管理栄養士にとって栄養士法と健康増進法は最も基本となる法律である。

栄養士法は昭和22年に制定された法律で、栄養士・管理栄養士の身分について規定している。その内容は、①栄養士及び管理栄養士の定義 ②免許について ③名称の使用制限 ④管理栄養士試験等である。

健康増進法は、健康日本21推進のため公布され平成15年5月から施行されている。第1条において「国民の健康の増進の総合的な推進に関し基本的な事項を定めるとともに、国民の栄養の改善その他の国民の健康の増進を図るための措置を講じ、もって国民保健の向上を図ることを目的とする」(抜粋)と規定している。また、第2条に「国民の責務」、第3条に「国及び地方公共団体の責務」が示され、国民自らが健康の増進に努めることと、国及び地方公共団体が必要な技術的援助を与えることに努めることが謳われている。第5条には関係者の協力が示され、国、都道府県、市町村、健康増進事業実施者、医療機関等が、国民の健康増進の総合的な推進を図るため、相互に連携を図り協力するよう努めなければならないとしている。第10条から第25条には、国民健康・栄養調査等、保健指導等、特定給食施設等について規定し、管理栄養士・栄養士の活動内容を示している。第43条から第67条には特別用途表示等について規定している。なお、同法に規定されていた栄養表示基準は、平成27年4月施行の食品表示法に基づく食品表示基準に包括され、改正された。

その他、調理師の免許、名称の使用制限、調理師試験等調理師の身分について規定している調理師法を掲載した。

○栄養士法

(昭和22年12月29日)
法律第245号

最終改正 平成19年6月27日法律第96号

(栄養士及び管理栄養士の定義)

第1条 この法律で栄養士とは、都道府県知事の免許を受けて、栄養士の名称を用いて栄養の指導に従事することを業とする者をいう。

② この法律で管理栄養士とは、厚生労働大臣の免許を受けて、管理栄養士の名称を用いて、傷病者に対する療養のため必要な栄養の指導、個人の身体の状態、栄養状態等に応じた高度の専門的知識及び技術を要する健康の保持増進のための栄養の指導並びに特定多数人に対して継続的に食事を供給する施設における利用者の身体の状態、栄養状態、利用の状況等に応じた特別の配慮を必要とする給食管理及びこれらの施設に対する栄養改善上必要な指導等を行うことを業とする者をいう。

(免許)

第2条 栄養士の免許は、厚生労働大臣の指定した栄養士の養成施設(以下「養成施設」という。)において2年以上栄養士として必要な知識及び技能を修得した者に対して、都道府県知事が与える。

② 養成施設に入所することができる者は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第90条に規定する者とする。

③ 管理栄養士の免許は、管理栄養士国家試験に合格した者に対して、厚生労働大臣が与える。

(免許の欠格条項)

第3条 次の各号のいずれかに該当する者には、栄養士又は管理栄養士の免許を与えないことがある。

一 罰金以上の刑に処せられた者

二 前号に該当する者を除くほか、第1条に規定する業務に関し犯罪又は不正の行為があつた者

第3条の2 都道府県に栄養士名簿を備え、栄養士の免許に関する事項を登録する。

② 厚生労働省に管理栄養士名簿を備え、管理栄養士の免許に関する事項を登録する。

(免許証)

第4条 栄養士の免許は、都道府県知事が栄養士名簿に登録することによつて行う。

② 都道府県知事は、栄養士の免許を与えたときは、栄養士免許証を交付する。

③ 管理栄養士の免許は、厚生労働大臣が管理栄養士名簿に登録することによつて行う。

④ 厚生労働大臣は、管理栄養士の免許を与えたときは、管理栄養士免許証を交付する。

(免許の取消し等)

第5条 栄養士が第3条各号のいずれかに該当するに至つたときは、都道府県知事は、当該栄養士に対する免許を取り消し、又は1年以内の期間を定めて栄養士の名称の使用の停止を命ずることができる。

- ② 管理栄養士が第3条各号のいずれかに該当するに至つたときは、厚生労働大臣は、当該管理栄養士に対する免許を取り消し、又は1年以内の期間を定めて管理栄養士の名称の使用の停止を命ずることができる。
- ③ 都道府県知事は、第1項の規定により栄養士の免許を取り消し、又は栄養士の名称の使用の停止を命じたときは、速やかに、その旨を厚生労働大臣に通知しなければならない。
- ④ 厚生労働大臣は、第2項の規定により管理栄養士の免許を取り消し、又は管理栄養士の名称の使用の停止を命じたときは、速やかに、その旨を当該処分を受けた者が受けている栄養士の免許を与えた都道府県知事に通知しなければならない。

(管理栄養士試験)

第5条の2 厚生労働大臣は、毎年少なくとも1回、管理栄養士として必要な知識及び技能について、管理栄養士国家試験を行う。

(受験資格)

第5条の3 管理栄養士国家試験は、栄養士であつて次の各号のいずれかに該当するものでなければ、受けることができない。

- 一 修業年限が2年である養成施設を卒業して栄養士の免許を受けた後厚生労働省令で定める施設において3年以上栄養の指導に従事した者
- 二 修業年限が3年である養成施設を卒業して栄養士の免許を受けた後厚生労働省令で定める施設において2年以上栄養の指導に従事した者
- 三 修業年限が4年である養成施設を卒業して栄養士の免許を受けた後厚生労働省令で定める施設において1年以上栄養の指導に従事した者
- 四 修業年限が4年である養成施設であつて、学校(学校教育法第1条の学校並びに同条の学校の設置者が設置している同法第124条の専修学校及び同法第134条の各種学校をいう。以下この号において同じ。)であるものにあつては文部科学大臣及び厚生労働大臣が、学校以外のものにあつては厚生労働大臣が、政令で定める基準により指定したもの(以下「管理栄養士養成施設」という。)を卒業した者

(不正行為)

第5条の4 管理栄養士国家試験に関して不正の行為があつた場合には、当該不正行為に関係のある者について、その受験を停止させ、又はその試験を無効とすることができる。この場合においては、なお、その者について、期間を定めて管理栄養士国家試験を受けることを許さないことができる。

(主治の医師の指導)

第5条の5 管理栄養士は、傷病者に対する療養のため必要な栄養の指導を行うに当たっては、主治の医師の指導をうけなければならない。

(名称の使用制限)

第6条 栄養士でなければ、栄養士又はこれに類似する名称を用いて第1条第1項に規定する業務を行つてはならない。

- ② 管理栄養士でなければ、管理栄養士又はこれに類似する名称を用いて第1条第2項

に規定する業務を行つてはならない。

(管理栄養士国家試験委員)

第6条の2 管理栄養士国家試験に関する事務をつかさどらせるため、厚生労働省に管理栄養士国家試験委員を置く。

(管理栄養士国家試験委員等の義務)

第6条の3 管理栄養士国家試験委員その他管理栄養士国家試験に関する事務をつかさどる者は、その事務の施行に当たつて厳正を保持し、不正の行為がないようにしなければならない。

(権限の委任)

第6条の4 この法律に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。

② 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。

(政令への委任)

第7条 この法律に定めるもののほか、栄養士の免許及び免許証、養成施設、管理栄養士の免許及び免許証、管理栄養士養成施設、管理栄養士国家試験並びに管理栄養士国家試験委員に関し必要な事項は、政令でこれを定める。

(罰則)

第7条の2 第6条の3の規定に違反して、故意若しくは重大な過失により事前に試験問題を漏らし、又は故意に不正の採点をした者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第8条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。

- 一 第5条第1項の規定により栄養士の名称の使用の停止を命ぜられた者で、当該停止を命ぜられた期間中に、栄養士の名称を使用して第1条第1項に規定する業務を行つたもの
- 二 第5条第2項の規定により管理栄養士の名称の使用の停止を命ぜられた者で、当該停止を命ぜられた期間中に、管理栄養士の名称を使用して第1条第2項に規定する業務を行つたもの
- 三 第6条第1項の規定に違反して、栄養士又はこれに類似する名称を用いて第1条第1項に規定する業務を行つた者
- 四 第6条第2項の規定に違反して、管理栄養士又はこれに類似する名称を用いて第1条第2項に規定する業務を行つた者

附 則 (平成12年法律第38号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、平成14年4月1日から施行する。

(旧法に規定する管理栄養士名簿に登録を受けている者)

第2条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の栄養士法(以下「旧法」とい

う。)第5条の2に規定する管理栄養士名簿に登録を受けている者は、この法律による改正後の栄養士法(以下「新法」という。)第2条第3項の規定による管理栄養士の免許を受けた者とみなす。

(管理栄養士の免許の特例)

第3条 旧法第5条の3の規定による管理栄養士国家試験に合格した者及び栄養士法及び栄養改善法の一部を改正する法律(昭和60年法律第73号)附則第6条第1項に規定する者は、新法第2条第3項の規定にかかわらず、管理栄養士の免許を受けることができる。

(養成施設の指定に係る経過措置)

第4条 この法律の施行の際現に旧法第5条の3第2項の指定を受けている養成施設は、新法第5条の3第4号の指定を受けたものとみなす。